

地域計画書【取組個票】（第1期）

個票番号	1
取組の名称	土壌・生育診断の推進支援
取組の目的	化学肥料の2割低減に向けた取り組みの定着のため、土壌又は生育診断の実施に要する費用の支援を通じて、適正施肥の推進を図る。
別記1第2の1の (1) アからソまでの取組項目	ア、イ、ウ、コ、セ
取組内容	<p>① 土壌診断又は生育診断を行うサービス提供事業者（以下「サービス提供事業者」という。）が同サービスの利用を希望する地域の農業者と契約を締結した場合、契約料金の一部を支援する。</p> <p>②地域の農業者の組織する団体が、サービス提供事業者と契約を締結した場合、契約料金の一部を支援する。</p> <p>[要件]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年3月末日までのサービス利用料に係るものに限る。 ・交付の条件は別紙に定めるとおりとする。
交付対象者	<p>①サービス提供事業者</p> <p>②地域の農業者の組織する団体</p> <p>※複数の申請があった場合は、必要に応じて、参加農業者数等を踏まえて選定する。</p>
交付単価	契約料金の1/2以内
交付単価の設定根拠	別紙のとおり
取組実績の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業を活用して実施するサービスの顧客リスト ・サービスを契約した又は契約することが確実なこと、契約期間、契約日、契約額が確認できる書類（契約書、領収書又は請求書等） ・(①の場合) 契約料金及び農業者の負担額の適正性を確認できる書類等
取組予定面積	<p>6,401ha（1点あたり1.9ha）</p> <p>令和5年度小麦の作付面積が6,401ha。</p> <p>圃場1筆あたり1点の分析を想定。小麦の1筆あたりの平均面積は1.9ha（R4作付面積：6,205ha）</p>
事業費	9,999,000円 土壌診断料単価3,000円×3,330点
うち交付金の 所要額	4,995,000円 事業費の1/2

(注) 1 交付対象者について、取組の目的に寄与することが明らかでない場合にあつては、「交付の対象となる取組内容」欄に記入するか、別紙としてこれが明らかになるよう交付の条件を付すこと。

2 交付単価について、その設定根拠に用いたデータを添付するとともに、化学肥料の使用量の低減に向けた取組の実施に際して、通常の取組又は従前の取組のいずれかと比べて掛かり増しとなる経費の2分の1に相当する額以下であることがわかる書類を添付すること。

(別紙)

「土壌診断の推進」における交付の条件

個票番号1の「土壌診断の推進」において、サービス提供事業者を交付対象者とする場合は、次に掲げる1及び2の条件を満たさなければならない。

1 契約料金

契約料金は、次に掲げる条件のいずれかを満たすものであること。

- (1) サービス提供事業者が、本要領の施行日時点で設定していた料金以下であることを証明できること。
- (2) 地域内で提供されている同様のサービスの料金と比較して、同等の料金であることを証明できること。ただし、同様のサービスが地域内で提供されていない場合は、近隣地域で提供されている料金と比較するものとする。

2 農業者が負担する金額

契約料金を支払う際に農業者が負担する金額が、1の条件を満たす契約料金から本交付金額を控除した金額以下であることを、領収書又は請求書で確認できること。

(以上)

地域計画書【取組個票】（第2期）

個票番号	2
取組の名称	緑肥作物の作付拡大支援
取組の目的	化学肥料の2割低減に向けた取組の定着のため、緑肥作物の種子の購入費を支援することを通じて、緑肥作物の作付け面積の拡大を図る。
別記1第2の1の (1)アからソまでの取組項目	ク
取組内容	<p>種子の販売を行う事業者が、緑肥作物の種子（以下「対象種子」という。）を地域の農業者に販売した場合、その販売量に応じて、販売額の一部を支援する。</p> <p>[要件]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象種子は、令和6年1月末までに売買契約を締結した又は締結することが確実なものであって、同年3月末日までに納品するものに限る。 ・交付の条件は別紙に定めるとおりとする。
交付対象者	対象種子を販売する事業者
交付単価	対象種子の販売額の1/2以内
交付単価の設定根拠	—
取組実績の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・対象種子の売買契約を締結したこと又は締結することが確実なこと、地域の農業者ごとの対象種子の販売数量、契約日、納品日、販売額が確認できる書類（注文書、領収書又は請求書等） ・対象種子の販売価格及び農業者の負担額の適正性を確認できる書類 等
取組予定面積	1, 926. 29Ha（緑肥作物が作付けされる面積の試算値） 令和5年6月～9月末日の期間にJAめむろにて販売した各種緑肥種子数量と品種ごとの標準的な播種量から算定。
事業費	45, 375, 013円 各品種の緑肥種子販売価格（別表）
うち交付金の 所要額	4, 995, 000円 事業費の1/2以内

(注) 1 交付対象者について、取組の目的に寄与することが明らかでない場合にあつては、「交付の対象となる取組内容」欄に記入するか、別紙としてこれが明らかになるよう交付の条件を付すこと。

2 交付単価について、その設定根拠に用いたデータを添付するとともに、化学肥料の使用量の低減に向けた取組の実施に際して、通常取組又は従前の取組のいずれかと比べて掛かり増しとなる経費の2分の1に相当する額以下であることがわかる書類を添付すること。

(別紙)

「緑肥作物の作付拡大」における交付の条件

個票番号7の「緑肥作物の作付拡大」において、種子の販売を行う事業者（以下「対象事業者」という。）を交付対象者とする場合は、次に掲げる1及び2の条件を満たさなければならない。

1 種子の販売価格

種子の販売価格は、次に掲げる条件のいずれかを満たすものであること。

- (1) 種子の販売事業者が、本要領の施行日時点で設定していた額以下であることを証明できること。
- (2) 地域内で販売されている同様の種子と比較して、同等の販売価格以下であることを証明できること。ただし、同様の種子が地域内で販売されていない場合は、近隣地域で販売されている価格と比較するものとする。

2 農業者が負担する金額

種子の購入代金を支払う際に農業者が負担する金額が、1の条件を満たす契約料金から本交付金額を控除した金額以下であることを、領収書又は請求書で確認できること。

(以上)

地域計画書【取組個票】（第3期）

個票番号	3
取組の名称	国内資源活用肥料の利用拡大支援（第3期公募分）
取組の目的	化学肥料の2割低減に向けた取組の定着のため、地域の製糖工場から排出されるバラ石灰ケーキの散布に要する費用の支援を通じて、地域資源の利活用拡大を図る。
別記1第2の1の （1）アからソま での取組項目	カ
取組内容	<p>農業者が土壌改良（p h調整）剤でとして散布する石灰の代替として、町内を含む道内の製糖工場で砂糖を精製する過程で発生するバラ石灰ケーキを畑に散布する取組を支援する。</p> <p>[要件]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象とするバラ石灰ケーキとは、道内の製糖工場で発生するバラ石灰ケーキのことをいう。 ・令和5年6月1日から2月末日までに事業者がバラ石灰ケーキの散布を行うものに限る。 ・バラ石灰ケーキについては、肥料の品質の確保等に関する法律に基づき、散布費についてはJA めむろのものに限る。
交付対象者	（第3期）地域の農業者の組織する団体
交付単価	バラ石灰ケーキの散布料金の1/2以内（3,400円/t以内）
交付単価の設定根拠	事業者のバラ石灰ケーキ散布料金の1/2に相当する額として設定。事業者がバラ石灰ケーキを農地へ散布することに要する金額が6,815円/tである。交付単価の設定は、上記算出された散布費用の1/2以内である3,400円/tと設定する。
取組実績の確認方法	事業者がバラ石灰ケーキを散布したことが確実なこと、石灰ケーキの散布量、契約日、散布日、取引額が確認できる書類（契約書、領収書又は請求書等）※別添算定根拠
取組予定面積	530ha（事業者がバラ石灰ケーキの散布を行った面積の試算値）
事業費	14,447,800円 2,120t×6,815円
うち交付金の 所要額	4,995,000円 事業費の1/2以内

(注) 1 交付対象者について、取組の目的に寄与することが明らかでない場合にあっては、「交付の対象となる取組内容」欄に記入するか、別紙としてこれが明らかになるよう交付の条件を付すこと。

2 交付単価について、その設定根拠に用いたデータを添付するとともに、化学肥料の使用量の低減に向けた取組の実施に際して、通常取組又は従前の取組のいずれかと比べて掛かり増しとなる経費の2分の1に相当する額以下であることがわかる書類を添付すること。

地域計画書【取組個票】（第4期）

個票番号	4
取組の名称	国内資源活用肥料の利用拡大支援（第4期公募分）
取組の目的	化学肥料の2割低減に向けた取組の定着のため、地域の製糖工場から排出されるバラ石灰ケーキの散布に要する費用の支援を通じて、地域資源の利活用拡大を図る。
別記1第2の1の （1）アからソま での取組項目	カ
取組内容	<p>農業者が土壌改良（p h調整）剤でとして散布する石灰の代替として、町内を含む道内の製糖工場で砂糖を精製する過程で発生するバラ石灰ケーキを畑に散布する取組を支援する。</p> <p>[要件]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象とするバラ石灰ケーキとは、道内の製糖工場で発生するバラ石灰ケーキのことをいう。 ・令和5年6月1日から2月末日までに事業者がバラ石灰ケーキの散布を行うものに限る。 ・バラ石灰ケーキについては、肥料の品質の確保等に関する法律に基づき、散布費についてはJA めむろのものに限る。
交付対象者	（第4期）地域の農業者の組織する団体（第3期公募で交付できなかった農業者への交付に限る）
交付単価	バラ石灰ケーキの散布料金の1/2以内（3,400円/t以内）
交付単価の設定根拠	事業者のバラ石灰ケーキ散布料金の1/2に相当する額として設定。事業者がバラ石灰ケーキを農地へ散布することに要する金額が6,815円/tである。交付単価の設定は、上記算出された散布費用の1/2以内である3,400円/tと設定する。
取組実績の確認方法	事業者がバラ石灰ケーキを散布したことが確実なこと、石灰ケーキの散布量、契約日、散布日、取引額が確認できる書類（契約書、領収書又は請求書等）※別添算定根拠
取組予定面積	528ha（事業者がバラ石灰ケーキの散布を行った面積の試算値）。
事業費	14,393,280円 2,112t×6,815円
うち交付金の 所要額	4,995,000円 事業費の1/2以内

(注) 1 交付対象者について、取組の目的に寄与することが明らかでない場合にあつては、「交付の対象となる取組内容」欄に記入するか、別紙としてこれが明らかになるよう交付の条件を付すこと。

2 交付単価について、その設定根拠に用いたデータを添付するとともに、化学肥料の使用量の低減に向けた取組の実施に際して、通常取組又は従前の取組のいずれかと比べて掛かり増しとなる経費の2分の1に相当する額以下であることがわかる書類を添付すること。

地域計画書【取組個票】（第5期）

個票番号	5
取組の名称	堆肥の利用拡大支援
取組の目的	化学肥料の2割低減に向けた取組の定着のため、堆肥の散布に要する費用の支援を通じて、堆肥等の利用拡大を図る。
別記1第2の1の(1)アからソまでの取組項目	エ
取組内容	<p>①堆肥の散布を行う事業者（以下「堆肥等散布事業者」という。）が、同一の地域内において複数の農業者を相手方に堆肥の運搬・散布契約を締結するか、</p> <p>②地域の農業者の組織する団体が、堆肥散布事業者と堆肥等の運搬・散布契約を締結した場合、契約料金の一部を支援する。</p> <p>[要件]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象とする堆肥とは、次のいずれかとする。 堆肥：肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号。以下この取組個票において「肥料法」という。）に基づく特殊肥料の堆肥のうち、国内で発生する動植物質を原料とするもの。 ・令和6年3月末日までに堆肥の運搬・散布を行うものに限る。 ・交付の条件は別紙に定めるとおりとする。
交付対象者	<p>①堆肥散布事業者</p> <p>②地域の農業者の組織する団体</p>
交付単価	堆肥運搬・散布：4,000円/t以内
交付単価の設定根拠	<p>堆肥等の運送費、散布費の1/2に相当する額として設定。</p> <p>このうち、堆肥等の運送費は、ALICの「畜ふん堆肥の広域利用促進ガイドブック」に記載された輸送費から4,830円/tと算出。</p> <p>また、堆肥等の散布費は、地方自治体における農作業標準労賃からマニュアルスプレッダーを用いた10a当たりの散布料金を3,561円と算出し、10a当たり1tの散布を行うものとして3,561円/tと設定。これらの合計8,391円/tの1/2以内である4,000円/tと設定。</p>
取組実績の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・堆肥の運搬・散布を契約した又は契約することが事実なこと、地域内の耕種農家ごとの堆肥の散布量、契約日、散布日、契約額が確認できる書類（契約書、領収書又は請求書等） ・（①の場合）堆肥の運搬・散布料金及び農業者の負担額の適正性を確認できる書類等
取組予定面積	<p>1,179.7ha（堆肥の散布を行った面積の試算値）</p> <p>令和5年6月～令和6年3月末日の期間に芽室町農業協同組合で把握している堆肥散布数量（11,797t）と標準的な散布量（1t/10a）から算定。</p>

事業費	47,188,000円 (4,000円/t×11,797t)
うち交付金の 所要額	4,995,000円 事業費の1/2以内

- (注) 1 交付対象者について、取組の目的に寄与することが明らかでない場合にあつては、「交付の対象となる取組内容」欄に記入するか、別紙としてこれが明らかになるよう交付の条件を付すこと。
- 2 交付単価について、その設定根拠に用いたデータを添付するとともに、化学肥料の使用量の低減に向けた取組の実施に際して、通常取組又は従前の取組のいずれかと比べて掛かり増しとなる経費の2分の1に相当する額以下であることがわかる書類を添付すること。

(別紙)

「堆肥の利用拡大」における交付の条件

個票番号3の「堆肥の利用拡大」において、堆肥散布事業者を交付対象者とする場合は、次に掲げる1及び2の条件を満たさなければならない。

1 堆肥運搬・散布に係る料金

堆肥運搬・散布に係る料金は、次に掲げる条件のいずれかを満たすものであること。

- (1) 堆肥運搬・散布事業者が、本要領の施行日時時点で設定していた額以下であることを証明できること。
- (2) 地域内で提供されている他の堆肥の運搬・散布に係る料金と比較して、同等の料金であることを証明できること。ただし、地域内で他に堆肥の散布サービスが提供されていない場合は、近隣地域の料金と比較するものとする。

2 農業者が負担する金額

堆肥の運搬・散布に対する対価を支払う際に農業者が負担する金額が、1の条件を満たす料金から本交付金額を控除した金額以下であることを、領収書又は請求書で確認できること。

(以上)